

令和8年5月

埼玉県保健医療部国保医療課
埼玉県市町村国民健康保険
埼玉県後期高齢者医療広域連合
埼玉県国民健康保険団体連合会

医療機関の皆様へ

第三者行為該当レセプトの「特記事項」欄記入のお願い

患者の疾患又は負傷が、第三者の不法行為（交通事故、傷害等）によって生じたと認められる場合は、レセプトの特記事項欄に「10 第三」と記入するよう厚生労働省の明細書記載要領に定められているところです。

第三者の不法行為（交通事故、傷害等）によって生じた医療費は、市町村(保険者)等が支払った後、第三者に過失割合に応じて請求しています。

医療費の適正な給付のため、第三者行為に係る情報把握は重要な取組の一つとなっております。レセプトの特記事項の記入は第三者の不法行為（交通事故、傷害等）を発見する手段として、大変重要な役割を果たしています。

つきましては、交通事故等による治療に際し、国民健康保険及び後期高齢者医療を使用した場合は、レセプト提出前にご確認のうえ、別添を参考に、特記事項欄へ記入いただきますよう医療機関内での情報共有をお願いいたします。

